

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる経費の状況

社会保障の安定財源の確保等を図る税政の抜本的な改革を行うため、平成24年8月に消費税法及び地方税法等が改正され、平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。平成30年度一般会計決算における地方消費税交付金の消費税率引き上げによる増収額を以下の社会保障経費に活用しました。

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	203,629	121,716	1,850	80,063
	老人福祉事業	38,271	11,437	606	26,228
	児童福祉事業	169,657	67,438	2,309	99,910
社会保険	国民健康保険事業	68,511	22,423	1,041	45,047
	後期高齢者医療事業	117,903	14,875	2,327	100,701
	介護保険事業	111,173	1,044	2,488	107,641
保健衛生	保健衛生事業	42,208	28	953	41,227
	予防接種事業	20,001	577	439	18,985
合 計		771,353	239,538	12,013	519,802